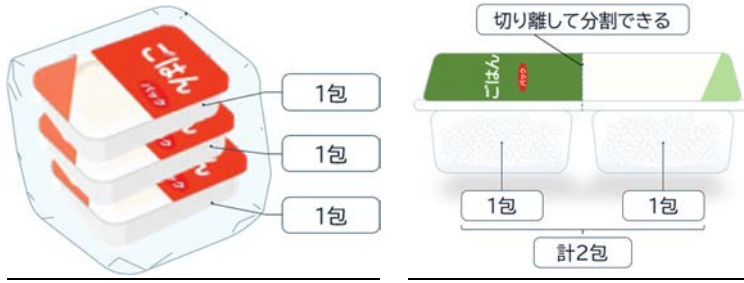


新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>1605.52</u>	<p>1. 干し貝柱</p> <p><u>輸出統計品目表第1605.52号において、「干し貝柱」とは、スキャロップの貝柱を、加熱調理後に、乾燥させたものをいう。これらは製造工程において、塩ゆでを行っているものを含み、みりん漬け等の調味をしたものは含まない。</u></p>		(新 規)
<u>1904.90</u>	<p>1. 「1包の正味重量」の解釈について</p> <p><u>輸出統計品目表第1904.90号（統計細分011）における、「1包の正味重量」の解釈については、個包装又は個別容器当たりの正味重量を示すものとする。例えば、パックご飯の場合における1包の例は、以下の図のとおり。</u></p> 		(新 規)
<u>1904.90</u> 又は <u>1905.90</u>	<p>1. 「冷凍保存が必要なもの」の解釈について</p> <p><u>輸出統計品目表第1904.90号及び第1905.90号において、「冷凍保存が必要なもの」として取り扱う物品は、製造から販売の各段階を通じて品質保持のため継続して冷凍保存する必要がある物品をいう。これらの物品は、通常マイナス15℃以下で保</u></p>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2104. 10	<p>存される必要があり、小売用の物品にあつては、「要冷凍」、 「Frozen」等の冷凍状態での保存を指示する表示又はインボ イス等の添付書類に記載された品名によって確認することが できる。</p> <p>1. 即席味噌汁</p> <p>輸出統計品目表第2104. 10号において、「即席味噌汁」とは、 通常、湯を注ぐことで一食分の味噌汁又はこれに類するスー プとなるものを指し、各成分のうち、いわゆる具（例えば、肉、 魚介類、野菜又はこれらの調製品）以外のものにおいて味噌の 重量が最大のものをいう。「即席味噌汁」には、生タイプのも の、頭粒タイプ、フリーズドライ製法のものを含み、輸出統計 品目表第2103. 90号の「味噌」を含まない。</p>		(新 規)
	<p>7306. 61</p> <p>1. プレスコラム</p> <p>輸入統計品目表第7306. 61号において、「プレスコラム」（統 計細分920）とは、建築構造用角形鋼管であり、鋼板をプレス して角形鋼管の角になる部分を成形し、縦方向にアーク溶接 をしたものをいう。</p> <p>溶接後、完成したプレスコラムの外表面には、はっきり見え る金属の隆起したビード（weld bead）が存在する。</p> <p>実務的には、建築基準法施行規則第10条の 5 の22に基づき 国土交通大臣が通知する認定書が提出される場合、当該認定 書の「認定をした構造方法又は建築材料の名称」欄に、「建築 構造用」及び「冷間プレス成形角形鋼管」のいずれも記載があ ることにより所属を決定して差し支えない。</p>		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>7308. 90</u>	<p><u>1. 鉄骨</u></p> <p><u>輸入統計品目表第7308. 90号において、「鉄骨」（統計細分011）とは、建築物の骨組みに使用する部材であって、形鋼、鋼管又は鋼板から成り、溶接して組み立てられたものをいう。ただし、鋼板（接合又は補強のために使用されるものを含む。）が溶接されているものに限る。</u></p>		（新 規）